

		厚生常任委員会	
平成24年6月13日受理		請 第 19 号	
件 名	「多重債務者生活再生支援事業」の継続を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
藤 川 隆 夫 重 村 栄 池 田 和 貴			
<p>(要 旨)</p> <p>熊本県に対し、多重債務者の生活再生を促すため実施をしている消費者向けセーフティネット貸し付けを含む「多重債務者生活再生支援事業」について、平成25年度以降も引き続き事業を継続されるよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>社会問題として深刻化する多重債務問題の解決のため、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が、平成18年12月20日に公布され、平成22年6月18日には完全施行されている。また、内閣に多重債務者対策本部が設置され、同本部は、平成19年4月20日に200万人を超えるとされる多重債務者の救済・支援などの「多重債務問題改善プログラム」を策定し、その中で地方公共団体の窓口での相談体制の確立や、ヤミ金融の撲滅などと並んで、「借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供」の必要性を強調している。</p> <p>こうした中、当弁護士会は、貴議会議長に対し、「改正貸金業法の完全施行に向けた消費者向けセーフティネット貸付制度の創設を求める請願」を行い、平成21年9月定例会において採択されている。また、この請願を受けて、熊本県では、平成22年度から消費者向けセーフティネット貸し付けを含む「多重債務者生活再生支援事業」が開始されている。</p> <p>その後も当弁護士会は、一昨年度、昨年度と「多重債務者生活再生支援事業の継続を求める要望書」を貴議会へ提出し、本年度の事業の継続につなげている。</p> <p>本事業の事業開始から平成24年3月までの約2年間に、多岐にわたる県民のニーズに対応して、学校進学に係る費用、生活費、租税公課滞納、転居費用等々、225件、約1億1800万円の貸し付けが行われている。</p> <p>その中で特筆すべきことは、貸付相談の際あるいはその後の徹底的なフォローアップが実施されていることにより、貸し倒れが一件もなく、熊本県において、「多重債務問題改善プログラム」に記載されている文字通りの「顔の見える融資」が実現していることである。</p> <p>また、本事業は、多重債務者・生活困窮者の掘り起こしから生活再建までの過程が実現され、多重債務問題の社会的解決を図ることにつながっており、県政にとっても大きな成果であるといえる。</p> <p>本事業は、熊本県消費生活条例の目的である「県民の消費生活の安定及び向上」を図るための事業であり、同条例第38条に定める多重債務問題の改善を図るために必要な事業であるが、唯一の懸念は、本事業が、現在、平成24年度までの時限的な基金である「地方消費者行政活性化基金」を財源として実施されていることである。</p> <p>今後も、県政にとって重要度の極めて高い事業であり、次年度以降も、この事業の継続実施を求める。</p>			

